

◆工事発注の見通しに係る追加情報の揭示について(お知らせ)

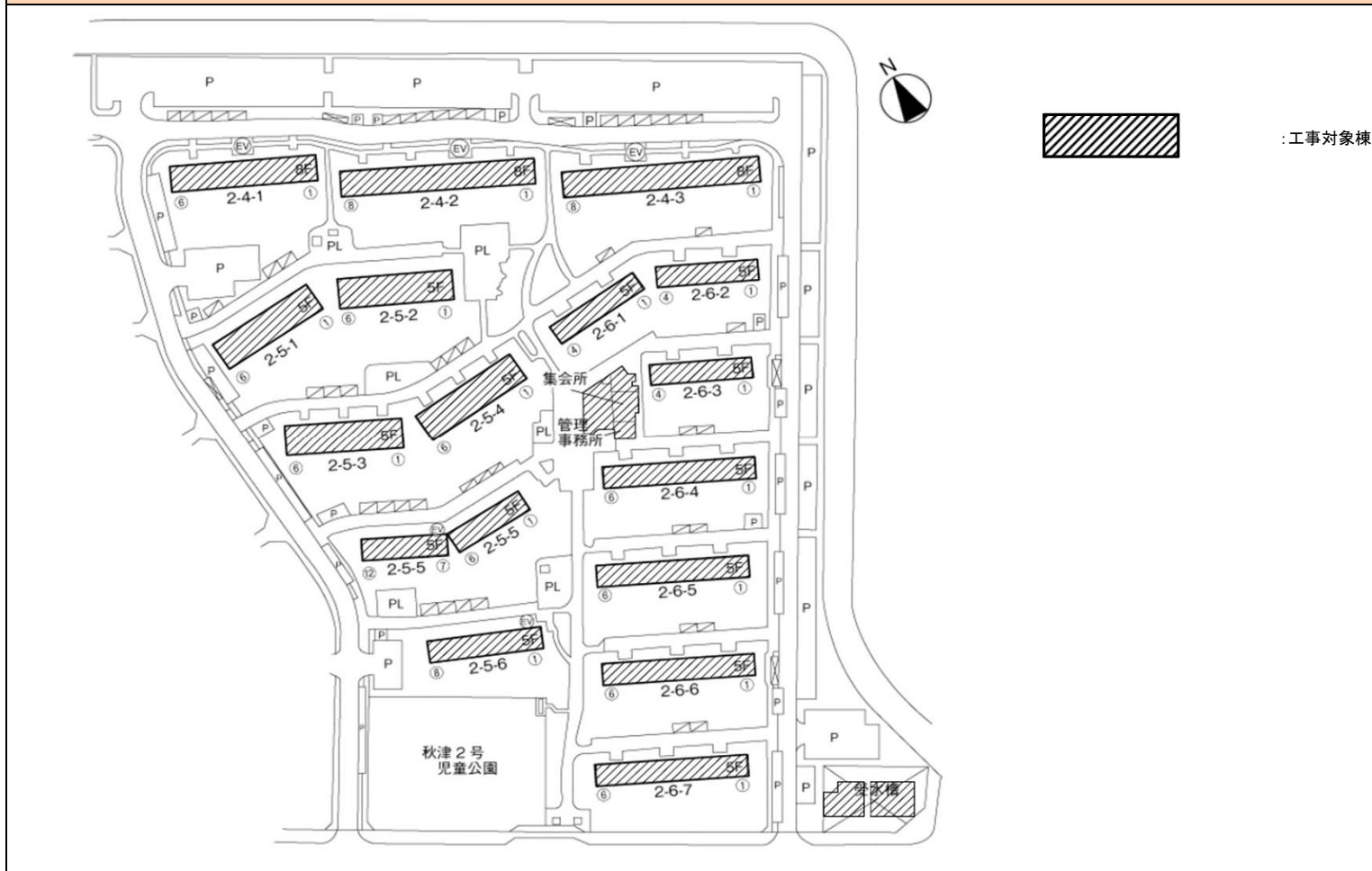
H28年度工事発注の見通し(平成28年7月15日:2回目の公表)に掲載しました下記工事の追加情報について、お知らせいたします。

【公表番号:17】 【工事名称】: H28習志野海浜秋津2-4-1号棟他15棟外壁修繕その他工事

【追加情報】 ※追加情報として掲載する内容は、**実際の発注内容と異なる場合がある**ことをご承知おきください。

主な追加情報項目		入札・契約 及び 参加資格要件等の内容	工事概要・留意事項 等
◆工事名称 及び 工事概要		H28習志野海浜秋津2-4-1号棟他15棟外壁修繕その他工事	【対象住棟】 8階建3棟(176戸)、5階建13棟(400戸) 集会所・管理サービス事務所棟、受水槽 計 18棟(576戸) 【工事概要】 外壁修繕工事、鉄部等塗装工事、防水工事(バルコニー、庇、階段室)、鋼製物干金物取替工事、床シート張り工事(階段室、共用廊下)、室外機取付インサート取替工事等
◆工事種別	発注標準(規模)	保全建築	
◆入札・契約の方法	入札方法	詳細条件審査型 一般競争入札 (電子入札)	※低入札対応(入札参加制限、技術者追加配置) :適用工事
	総合評価方式の適用	総合評価方式(住宅経営部門):タイプA ※施工体制確認型	
◆入札・契約の時期	揭示日	平成28年9月下旬(予定)	
	競争参加資格確認 申請書等の提出期限	平成28年10月中旬(予定)	
	入札(開札)時期	平成28年11月下旬(予定)	
	当初設定工期	平成28年12月上旬 ~ 平成29年8月中旬	
◆参加資格要件 (主なもの抜粋)	企業の要件	下記、要件を実績として有すること	※平成18年4月1日以降の元請としての実績
	要件	平成18年度以降に完成した次の①から③までのいずれかの条件を満たす工事の元請けとしての施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) ①工事対象住戸数100戸以上かつ地上5階建て以上のRC造、SRC造又はS造の居住中の共同住宅における外壁修繕工事(ただし、外壁修繕工事に係る部分の工事の請負金額が1件50,000千円以上(※1)であり、かつ、建設業法に定める左官、塗装、防水及びびとの4工種を含む工事であること)。 ※1外壁修繕工事以外の工事を含む場合、外壁修繕工事(バルコニー手摺、玄関ドア、PS建具、エレベーター、屋内避難階段など共用部の壁及び天井等の塗装工事を含む)に係る工事費が50,000千円以上とする。 ②地上3階建て以上のRC造又はSRC造の既存建築物(「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)第14条第一項に該当する建築物」)または、地上5階建て以上のRC造又はSRC造の居住中の共同住宅における耐震改修工事(ただし、請負金額が1件50,000千円以上(※2)であること)。 ※2耐震改修工事以外の工事(外壁修繕工事や内装改修工事など)を含む工事請負契約の場合、耐震改修工事(耐震補強に伴い必要となる躯体、モルタル、サッシ等の撤去・復旧及び内外装等の現状復旧工事を含む)に係る工事費が50,000千円以上とする。 ③地上5階建て以上のRC造、SRC造、又はS造の居住中の共同住宅にエレベーターを設置する工事(ただし、請負金額が1件50,000千円以上であること)。	
	技術者の要件	下記、要件①及び要件②を実績として有すること	※平成18年4月1日以降の元請としての実績
	要件①	・一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること	
	要件②	・企業の要件に掲げる同種の修繕工事において、いずれかとしての経験を有する者を監理技術者として配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。	

◆工事施工箇所・工事概要等



【参考】○平成28年7月15日(2回目公表)時点での公表内容

番号	工事名称	種別	工事場所	工事期間	入札・契約の方法	入札・契約の時期	工事概要
17	H28習志野海浜秋津2-4-1号棟他15棟外壁修繕その他工事	保全建築	千葉県習志野市	約8ヶ月	詳細一般	第3四半期	外壁修繕その他工事(住棟16棟 576戸)